

守 地 第 4 7 6 号
令和 8 年 6 月 8 日

大阪府知事 様

守 口 市 長
(公 印 省 略)

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見について（回答）

令和 8 年 2 月 6 日付け商業第 1632 号で照会のあった標記については、下記のとおり回答します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源 守口店

守口市大宮通 3 丁目 12 番 1

2 意見及びその理由

周辺地域の総合的な生活環境を良好に保持するとともに、守口市商業振興条例に規定する事業者の責務を果たされますようお願いいたします。

I 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便性の確保のために配慮すべき事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

①駐車場の必要台数の確保

- ・駐車場の収容台数について

--

②駐車場の位置及び構造等

- ・駐車場の位置について

--

- ・駐車場の出入り口の数及び位置について

--

- ・その他

車両が輻輳、滞留しないよう来店交通動線の遵守に努めること。

③駐輪場の確保等

- ・ 駐輪場の位置について

- ・ 駐輪場の収容台数について

- ・ その他

④荷さばき施設の整備等

- ・ 荷さばき施設の位置について

- ・ 荷さばき施設の面積について

- ・ その他

⑤経路の設定等

- ・ 来客の自動車に対する案内経路について

- ・ その他

- (2) その他（歩行者の通行の利便の確保、廃棄物減量化及びリサイクルについて配慮、防災対策への協力等）

Ⅱ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(1) 騒音の発生に係る事項

- ・騒音問題に対応するための対応策について

騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、敷地境界における規制基準を遵守してください。

また、夜間における施設利用者の話し声が近隣住民のご迷惑とならないよう、注意喚起に努めてください。早朝・深夜の商品搬入に際しても、同様に周辺へのご配慮をお願いいたします。

さらに、同条例により、駐車場の管理者の責務として、利用者に対して駐車車両のアイドリングストップの指導等に努めることが規定されていますので、アイドリングストップの励行について、利用者への十分な周知・啓発をお願いいたします。

- ・その他

(2) 廃棄物に係る事項

- ・廃棄物の保管施設の位置について

- ・廃棄物の保管施設の容量について

事業活動に伴って生ずる一般廃棄物の1日の平均排出量が100キログラムを超える場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2及び守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例第12条の規定に基づき、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出をお願いします。保管場所についても同様に区分する必要があります。一般廃棄物については、「守口市一般廃棄物処理実施計画」及び「事業系ごみ減量・リサイクルの手引き」に従い処理してください。産業廃棄物については、法律に定められた方法で処理をお願いします。

また、一般廃棄物の収集運搬に関しましては、市が許可している下記の業者に依頼してください。

株式会社コスミック	072-859-5831
株式会社大真サービス	06-6997-6660
貴和興業株式会社	072-882-6158
京阪総合サービス株式会社	06-6955-2100
辰巳環境開発株式会社	06-6780-4153

・その他

厨房やごみ置き場等からの悪臭の発生を防ぐため、臭気対策の実施に努めてください。

(3) その他（街並みづくり等への配慮等）